

# 身体拘束適正化・虐待防止のための指針

## 特定非営利活動法人あかねの和

### 1.身体拘束の適正化に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。

当法人では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアを実践することとする。

#### (1) 身体拘束禁止の条文

サービス提供に当たっては、当該利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を覗き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

#### (2) 緊急やむを得ない場合の例外3原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を行わないケアの提供が原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

##### ①切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと。

##### ②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。

##### ③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

### 2.身体拘束に関する基本指針

#### (1) 身体拘束は原則禁止

原則として、利用者に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止する。

#### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための処置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の障害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要素をすべてを満たした場合のみ、本人、家族への説明と同意を得るものとする。

身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。

### 3.身体拘束等を行わずにケアを提供するために

#### (1) 身体拘束を誘発する原因を探り除去する

身体拘束をやむを得ず行う場合、その状況には必ず理由や原因がある。ケアを提供する側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。その人なりの理由や原因を徹底的に探る必要がある。

#### (2) 5つの基本的ケアを徹底する

#### ①起きる

人は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起きていることがわかるようになる。これは、仰臥して天井を見ていたのではわからないことである。起きることは人間らしさを追求する第一歩である。

#### ②食べる

食べることは人にとっての楽しみ・生きがいであり、脱水予防や感染予防にもなる。ひいては点滴や経管栄養も不要になる。

#### ③排泄する

トイレで排泄することを基本とする。紙オムツを使用している人は、随時交換する。オムツに排泄物がついたままになっていれば気持ちが悪く、「オムツ触り」などの行為へと繋がる。

#### ④清潔にする

きちんと風呂に入り、清潔を保つことは基本である。皮膚が不潔であればかゆみの原因となり、そのために大声を出したり、夜に眠れなくなったりする。皮膚が綺麗であれば本人は快適である。

#### ⑤活動する

その人の状態や生活歴にあった良い刺激をうけることが重要である。具体的には、音楽、体操、ゲーム、テレビ視聴、工芸、散歩、動物とのふれ合いなどが考えられる。言葉による良い刺激もあれば、言葉以外のものもある。その人らしさを追求する上で、心地よい刺激は必要である。

日々、「良いケア」の提供を目指す。「言葉による拘束」にも配慮が必要である。

## 4.身体拘束に関する体制

- (1) 身体拘束の適正化、虐待防止のための対策を検討する委員会を設置するとともに、その結果について全職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束・虐待防止委員会の責任者  
とおりゃんせ2 管理者  
身体拘束・虐待防止委員会の構成員  
各事業所の管理者
- (3) 身体拘束・虐待防止委員会の開催  
年2回、及びその都度開催する。
  - ・支援に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの提供を励行し職員教育を行う。
  - ・新任者に対する身体拘束廃止・改善の為の研修の実施

## 5.虐待防止に関する考え方

虐待は身体的な虐待だけでなく、幅広く利用者の尊厳を侵害する言葉や言動があることを理解し、職員一人一人が身体的・精神的被害を理解し、虐待防止に向けた意識を持ち、虐待のない支援を実践する。

## 6.虐待防止に関する基本方針

### (1)身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じる、若しくは生じる恐れのある行為を加える。又は、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

☆蹴る、殴る、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す部屋に閉じ込める、紐などで縛る・・・等

### (2) 介護の放棄・放任（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

☆自己決定といって放置する、失禁していても衣類を取り替えない、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等

### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、拒否的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

☆「そんなことをすると外出させない」、など言葉による脅迫、「何度言えばわかるの」などの心を傷つける事を繰り返す、成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視、他者と差別的な対応をする等

### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。

☆性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌やDVDを見るように強いる、裸の写真や映像を撮ること

### (5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

☆利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分

当法人においては利用者に対する上記の虐待を禁止する。上記以外にも不適切なケアを行わない。

## ☆緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

利用者本人又は他の利用者の生命または身体を保護するための処置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

### ①カファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束・虐待防止委員会を中心として各職種の代表が集まり拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討する。身体拘束を行う前に切迫性・非代替性・一時性の3要素すべてを満たしているかどうかについて検討を行う。要件を検討確認した上で、身体拘束を選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、利用者本人、家族等に対する説明書を作成する。

### ②利用者本人や家族等に対するの説明

身体拘束の内容や目的、理由、拘束時間、期間及び場所、並びに改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し十分な理解が得られるように努める。また身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必

要とする場合については、事前に利用者本人、家族等に対し、行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認・説明し、同意を得た上で実施する。

### ③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子や心身の状況。やむを得なかった理由を記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

### ④拘束の解除

③の記録の確認と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、利用者本人、家族等に報告し同意を得る。

## 7.その他身体拘束等の適正化の推進のための基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供にかかわる職員全体で次の点にちて十分議論して共通認識を持ち、拘束をしないケアに取り組む必要がある。

- ①マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか？
- ②事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか？
- ③高齢者や身体に障がいがあり歩行が不安定である利用者に、転倒すれば大けがになるという先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか？
- ④サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等が必要と判断しているか？本当に他の方法はないのか？

☆身体拘束等に準ずる行為に該当するのではと、感じたら「ちょっと待て」と、まずは職員間で疑問を公表・共有することが職員の責務であると考えます。

### 本指針の閲覧について

本指針は、各事業所の見える場所に掲示しすべての職員が閲覧できるようにする。

本指針は、利用者及び家族等が閲覧できるように、法人ホームページに掲載する。

付則 令和4年4月1日より試行する